

都城市債権回収等業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、都城市が有する債権のうち、回収困難となっている滞納債権について、極めて高い専門的知識及びノウハウがあり、資格職として様々な権限を有する業者に、債権回収に関わる業務を委託することにより、効率的な債権回収を行い、収納率の向上を図り、市民に対する公平性を確保し、健全な行財政運営の確立を図ることを目的とするものである。

2 業務の概要

- (1) 名称 都城市債権回収等業務
- (2) 場所 都城市姫城町6街区21号及び受託者の事務所、並びに債務者の住所地
- (3) 内容 別紙1仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（長期継続契約）
- (5) 提案上限成功報酬率 成功報酬率は、未収金回収実績額の25%（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を上限とする。
※ 未収金回収実績額は、別表1委託予定債権一覧中債権額に回収率を乗じた額

3 プロポーザル方式等を採用する理由

本業務は、居所及び実態不明、折衝困難並びに通常訴訟が見込まれる等の回収困難案件について、専門的な知識及びノウハウにより、効率的に債権回収を行い、収納率の向上や市民に対する公平性を確保することが求められる。そのため、価格競争の視点のみにとらわれることなく、業務体制、業務実績等、総合的な評価により決定することが望ましいため、公募型プロポーザル方式を採用する。

4 業務スケジュール（予定）（実施日は、状況に応じて変更になる可能性あり。）

内 容	日 程
募集要項の公表	令和8年5月22日（金）
参加表明書（様式第3号）受付期間（※）	令和8年5月22日（金）から 令和8年6月19日（金）まで
質疑の受付期間（※）	令和8年5月22日（金）から 令和8年7月17日（金）まで随時
参加資格確認結果通知（様式第4号）及び提案書提出要請書（様式第1号）の送付	令和8年7月7日（火）
質疑への回答（※）	令和8年7月21日（火）まで随時
提案書・見積書受付期間	令和8年7月7日（火）から 令和8年7月24日（金）まで
プレゼンテーションに係る通知	令和8年7月31日（金）
プレゼンテーション	令和8年8月18日（火）
優先交渉者の審査結果通知書（様式第2号）の送付	令和8年8月21日（金）

優先交渉者との協議	令和8年8月31日（月）
契約締結日	令和8年9月中旬（予定）

※ 質疑の受付及び回答、提案書の窓口受付については、土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前8時45分から午後4時30分までとする。

5 指名型か公募型の別 公募型

6 参加資格要件

本業務のプロポーザル参加者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定により日本弁護士会連合会に備えた弁護士名簿に登録された弁護士又は同法第30条の2の規定による弁護士法人であること。
- (2) 弁護士法第57条第1項第2号から第4号及び同条第2項第2号から第4号に規定する懲戒処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと（再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けたものを除く。）。
- (5) 都城市内に営業所を有する者は、市税等について完納していること。また、国税について滞納がないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (7) 参加申込書の提出期限から優先交渉者の選定までの間に、都城市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 令和3年度以降において、地方公共団体（5団体以上）の委託による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を受託・履行した実績（平均回収率40%）を有するものであること。

7 技術提案書の作成要領

(1) 業務内容

別紙3「技術提案書の作成要領」参照

(2) 内容についての質問受付及び回答

- ア 受付期間：令和8年7月17日（金）まで随時。ただし、質問書を持参する場合は、午後4時30分までに持参するものとする。
- イ 受付方法：質問書（様式第5号）を持参、郵送、電子メールで提出。
- ウ 提出先：「12 問合せ先」と同じ。
- エ 回答方法：令和8年7月21日（火）午後5時までに、参加資格要件を満たした全ての事業者
に電子メールで回答する。

8 提出書類等

(1) 参加表明書

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第3号）
 - (イ) 事業者概要（任意様式（パンフレット等も可））
 - (ウ) 業務実績（様式第9号）
 - (エ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
 - (オ) ①法人の場合：役員等名簿兼同意書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第1号）及び誓約書（都城市暴力団排除条例施行規則様式第6号）
②個人の場合：誓約書兼同意書（同規則様式第2号）（個人の場合）
 - (カ) 印鑑証明書
 - (キ) 決算報告書（直近1年分）
 - (ク) 納税証明書（直近1年分）
 - a 「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（最寄の税務署で発行）
 - b 都城市税の滞納のない証明書（都城市内に本店又は営業所を有する法人等の場合）
- ※（ウ）から（キ）までについては、委託者が競争入札参加有資格事業者名簿に登載されている場合は省略できる。

イ 提出期間

令和8年5月22日（金）から令和8年6月19日（金）まで

ウ 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日は除く日（以下「平日」という。）とする。

エ 提出方法

持参又は書留郵送により「12 問合せ先」に提出するものとする。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

1部

カ 一次審査の実施

参加事業者が5者を超えた場合は、受託した団体数及び平均回収率を含む実績による一次審査を行い、上位5者を選定する。合計が同じである場合は、選定委員会の多数決により選定する。

キ 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年7月7日（火）に通知する。

ク 辞退届の提出

参加表明書提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次に掲げる方法で提出すること。なお、この場合において、その他の事業において不利益を受けることはないものとする。

(ア) 提出書類

辞退届（様式第6号）

(イ) 提出期限

令和8年7月7日（火）から令和8年7月24日（金）まで

(ウ) 受付時間

平日午前8時45分から午後4時30分まで

(エ) 提出方法

持参又は書留郵送により「12 問合せ先」に提出するものとする。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

(2) 技術提案書

ア 提出書類

(ア) 技術提案書等提出書（様式第7号）

(イ) 会社概要（様式第8号）

(ウ) 業務実施体制（任意様式）

(エ) 技術提案書（任意様式）

(オ) 見積書及び内訳書（様式10号）

※ 見積書と内訳書については、左端2ヶ所をホッチキスで留めて、割印を押印すること

イ 提出期間

令和8年7月7日（火）から令和8年7月24日（金）まで

ウ 受付時間

平日午前8時45分から午後4時30分まで

エ 提出方法

持参又は書留郵送により「12 問合せ先」に提出するものとする。

なお、持参する場合は、受付時間内に持参するものとし、郵送する場合は、提出期間の終了日の受付時間内必着とする。

オ 提出部数

正本1部、副本5部（副本は複写でも可とします。）

9 審査方法

(1) 選定委員会の設置

都城市プロポーザル方式等の実施に関する要綱（平成24年度告示第254号。以下「プロポーザル要綱」という。）第7条及び第8条に基づき、都城市債権回収等業務委託者選定委員会を設置する。なお、委員は、次表に掲げるとおり組織する。

番号	所属	役職
1	総務部	部長
2	総務部納税管理課	課長
3	総合政策部人口対策課	課長
4	土木部住宅施設課	課長
5	教育委員会事務局学校給食課	課長

(2) 審査方法

各提案者から提出された技術提案書を、別紙4「審査基準」に基づいて審査し、採点する。総合的な評価が最も高い提案者を優先交渉者として選定する。基準点は60点とし、平均評価点数が6

0点未満の提案者は、選定対象としない。

評価点の合計が同点の場合は、選定委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が1者の場合でも当該審査は実施し、基準点以上の評価点を得た場合、優先交渉者として選定する。

ア プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

提案者（一次審査を実施した場合を含む。）を対象にプレゼンテーション及びヒアリングも実施する。

① 開催予定日

令和8年8月18日（火）

② 審査体制

選定委員会が行う。

③ プレゼンテーションへの参加者

参加人数は、1提案者につき3名以内とする。

④ 実施方法

プレゼンテーションは、技術提案書等の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、選定委員会によるヒアリングを実施する。

実施時間は、原則として、1提案者につき30分程度とし、説明時間を15分、ヒアリング（質疑応答）を15分程度とするが、参加者数等の状況によって変更となる場合もある。

プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものに限り、新たな内容の資料提示は認めない。

イ 注意事項

説明時、提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

(3) 評価項目及び評価基準

別紙4「評価項目及び評価基準」のとおり

(4) 審査結果の通知

プロポーザル要綱第12条第2項の規定に基づき、全ての提案者に対して、審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、優先交渉者にならなかった者に対しては、理由を付して通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果について公表の請求があったときは、秘密事項を除き、その内容を公表するものとする。

なお、企業ノウハウ等に属し秘密とすべき事項があれば、あらかじめ当該事項を技術提案書において特定し、委託者に指示すること。

10 契約に関する事項

(1) 契約の締結

優先交渉者と都城市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結に当たっては、受注者は都城市財務規則（平成18年規則第65号）第119条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第119条第2項各号に該

当するときは免除とする。

(3) その他

ア 契約代金の支払いは、月払いとする。

イ 優先交渉者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を優先交渉者とする。

1 1 その他

(1) 次に掲げる事項に該当する場合、失格とする。

ア 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合及びプレゼンテーション審査に参加しなかった場合

イ 見積金額が提案限度額を超えている場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

エ その他優先交渉者として選定するにふさわしくないと市が認める場合

(2) 本プロポーザルに係る参加事業者側の費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(3) 技術提案書及び見積書は1者につき1提案に限る。

(4) 提出された技術提案書等は返却しない。

(5) 提出された技術提案書等は、優先交渉者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、都城市情報公開条例（平成18年条例第28号）に基づき対応する。

(6) 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(7) 技術提案書の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場合がある。

(8) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市が指示した場合は除く。

(9) 提出された技術提案書等に虚偽の記載をした場合は、技術提案書等を無効とするとともに、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。

1 2 問合せ先

〒885-8555

宮崎県都城市姫城町6街区21号

都城市役所総務部納税管理課 担当：瀬戸・小田口

直通電話 0986-23-2126

FAX 0986-23-6349

Eメール nouzei@city.miyakonojo.miyazaki.jp